

平成28年第12回函館市教育委員会定例会 会議録

- 1 日 時 平成28年12月20日(火) 午後1時30分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席委員 藤井委員長, 小葉松委員, 須田委員, 青田委員, 山本委員
- 4 欠席委員
- 5 事務局 小林生涯学習部長, 木村学校教育部長, 鶴喰生涯学習部次長,
佐藤生涯学習部次長, 阿部管理課長
- 6 傍聴者 なし
- 7 付議事項
- 日程第1 報告事項 ・ 亀田地区統合施設基本設計案の概要について
- 日程第2 議案第1号 教職員の懲戒処分の内申に関し, 議決を求めることについて
- 日程第3 議案第2号 函館市立戸倉中学校・函館市立亀尾中学校の統合方針の決定に関し, 議決を求めることについて
- 日程第4 議案第3号 函館市いじめ防止基本方針(素案)の決定に関し, 議決を求めることについて

■藤井委員長

- 開会宣言 午後1時30分
- 議事録署名人に, 小葉松委員, 須田委員を選任。
- 本日の日程のうち, 日程第1, 報告事項「亀田地区統合施設基本設計案の概要について」および日程第2, 議案第1号「教職員の懲戒処分の内申に関し, 議決を求めることについて」を「秘密会」としたいがいかがか。
- 異議がないので, 秘密会とさせていただきます。

- それでは, 報告事項「亀田地区統合施設基本設計案の概要について」報告を求める。

(秘密会につき, 会議録省略)

■藤井委員長

- 報告事項については, これで終了する。
- 次に, 日程第2, 議案第1号「教職員の懲戒処分の内申に関し, 議決を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき, 会議録省略)

■藤井委員長

- 議案第1号は, 原案のとおり可決する。
- 次に, 日程第3, 議案第2号「函館市立戸倉中学校・函館市立亀尾中学校の統合方針の

決定に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第2号、「函館市立戸倉中学校・函館市立亀尾中学校の統合方針の決定に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 戸倉中学校と亀尾中学校の統合については、学校教育審議会より答申を受けた旨、12月8日開催の第25回教育委員会臨時会において、報告したところである。来年度において、亀尾中学校の生徒数が大幅に減少することが見込まれることから、今年9日、15日に、保護者や地域住民を対象とした説明会を開催し、答申内容や統合方針の案について説明をしたところ、統合に対する反対はなかったものであり、戸倉中学校と亀尾中学校の統合方針を決定していただきたいというものである。
- 学校教育審議会答申に基づく統合方針の案は、戸倉中学校・亀尾中学校の2校を1校にする。統合校の位置は、戸倉中学校とし、校舎は現戸倉中学校を使用する。統合後の通学区域は、現在の戸倉中学校と亀尾中学校を合わせた通学区域とする。実施時期は、平成29年4月1日とするものである。

■藤井委員長

- 統合準備委員会は設けられるのか。

■学校教育部長

- 統合準備委員会は、設置される。統合までに準備時間が少ないこと、亀尾中学校側からも校名や校歌は戸倉中学校のままでよいという話もされている。完全に吸収合併という意味合いを亀尾中学校側に持たせないということで、新しい学校がスタートするというセレモニーは行いたいという意向もあるようだ。

■青田委員

- 亀尾中学校は、旭岡中学校の校区をまたぐことになるが、もし旭岡中学校がこのまま存続した場合、戸倉中学校でよいのかという議論はなかったのか。

■学校教育部長

- そのような議論はあった。亀尾中学校において、来年度の生徒数が大幅に減少するというので、保護者、地域からできれば来年度から統合してほしいという意見があった。事務局職員が、保護者と面談し、意向を確認したところ、部活動のことを考えたりすると、望ましい学校規模である戸倉中学校に統合してほしいということであった。保護者、生徒の意向を踏まえての統合方針案である。旭岡中学校については、保護者説明会や学校教育審議会による意見聴取会を行っているが、まだまだ考えがまとまらないという状況である。亀尾中学校の事情を説明し、理解は得ているものである。

■藤井委員長

- 議案第3号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第4、議案第3号「函館市いじめ防止基本方針（素案）の決定に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第3号、「函館市いじめ防止基本方針（素案）の決定に関し、議決を求めることについて」説明する。本方針については、大きく3つの項目での構成を検討している。

- 1つ目は、「いじめの防止等に関する基本的な考え方」について、教育委員会としての「いじめに対するおさえ」を記載している。2つ目の「いじめの防止等のための役割と取組」については、それぞれの立場における役割等について、具体例を記載するなどして、地域・市民が見ても、分かりやすいよう工夫している。3つ目の「重大事態への対応」については、役割や見通しをもって対応できるよう、重大事態が発生したときの調査の主体の判断や調査方法等を記載している。また、「あとがき」と題して、子どもの生活を考える会による「アピール文」や中学校生徒会協議会による「いじめ撲滅宣言」等、函館に住む子どもたちへのメッセージを掲載している。最後に、「相談窓口一覧」を掲載し、「子どもの悩み相談電話」について、広く市民に対して周知を図りたい。
- なお、本日の定例会において議決をいただけたら、本日から来年1月20日（金）までの日程でパブリックコメントを実施したいと考えている。

■藤井委員長

- 議案第3号について、何かあるか。

■小葉松委員

- 相談窓口一覧で電話番号が羅列されているが、実際に相談するときに、どこがメインで行っているのかがわからない。ホットラインのようなものを作って、窓口は一本化してあげないと不親切だと思う。

■学校教育部長

- いじめの相談窓口は、南北海道教育センターでメインで取り組んでいるので、目立たせるか、南北海道教育センターにホットラインを設けたいと考えている。

■須田委員

- 記載されている南北海道教育センターの番号は、いじめに特化した相談窓口なのか。

■学校教育部長

- 他の相談も受け付けている番号である。

■小葉松委員

- かけた人はいじめのことだけ聴いてもらえると思っているかもしれない。細かく言わなくてもすぐに聴いてもらえると思っても、相談内容は何かということを一から話さなければならぬ。そうであれば、いじめ等巡回相談員相談電話を窓口にした方が理解しやすいのではないか。

■藤井委員長

- いじめ等巡回相談員は1名しかいない。なので、メインは南北海道教育センターということで、これを強調するというところで修正してはいかかがか。

■須田委員

- ホットラインというのだから、いじめ専用の番号を作ることはできないのか。

■青田委員

- 記載されている3箇所での相談内容の違いはあるのか。

■学校教育部長

- 基本的には、相談内容の区別はしていないところである。

■須田委員

- いじめられている子どもが切羽詰まっている状況で電話して、どういう相談か聞かれると、相談窓口としてどうなのかなと感じる。

■学校教育部長

- 南北海道教育センターの指導主事は、相談に対するプロなので、十分電話の対応に気を配っているが、あらためて指導したいと考えている。
- 南北海道教育センターを強調するという形で修正したい。

■藤井委員長

- 学校教育部長から修正案が示されたが、いかがか。

(異議なし)

- それでは、そのように修正する。その他、何かあるか。

■青田委員

- 今後のスケジュールを聞きたい。

■学校教育部長

- 本日、議決をいただき方針(案)とし、本日から1月20日までパブリックコメントを実施し、市民の意見を伺いたいと考えている。その後、パブリックコメントの意見を踏まえて修正の有無について判断し、最終的には、改めて教育委員会に諮って、決定となる。4月に向けて、各関係機関に周知していきたいと考えている。

■青田委員

- 周知の方法はどのように考えているのか。

■学校教育部長

- 市政はこだてやホームページで市民に周知を図りたい。学校関係者に関しては、年度当初に開催される合同校長会議で周知していきたい。

■青田委員

- できれば、保護者にダイジェスト版を作成し、周知していただければと思う。

■学校教育部長

- そのように対応したい。

■藤井委員長

- 議案第3号については、一部修正のうえ可決する。

■終了宣言

○ 午後2時30分

議事録署名人 小葉松 洋 子

〃 須 田 新 崇

調製者庶務係 若 崎 友 哉